

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化(警察の用に供する電気通信設備)(地方税2)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	警察では、無線多重回線、各種の移动通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働させることにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。その非常用電源装置に使用する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	情報通信局情報通信企画課
4	評価実施時期	平成26年7月(分析対象期間:平成21年4月~平成32年3月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年に非課税措置が恒久措置として定められた。平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は3年間の時限措置となり、これが平成24年に延長され、平成27年3月31日までの時限措置となった。
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国民の安全・安心の確保のため、災害発生時等に商用電源の停電が生じた場合であっても、警察の各電気通信設備に備えた非常用電源装置を稼働させることにより、救助救出、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定)</p> <p>5(4) 地域警察活動の強化 7(1) 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 7(1) 現場警察活動を支える警察通信の体制強化 7(1) 情報通信システムの強化 7(1) 大規模災害発生時における治安維持機能の確保</p> <p>国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)第3章2(1)(「救助・救急活動や警戒等に必要な…通信資機材等の装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。」)</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成26年度実績評価計画書(平成26年3月 国家公安委員会・警察庁)</p> <p>基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保 業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進 業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化</p> <p>基本目標5 国の公安の維持 業績目標2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処</p>

		<p>達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の途絶を防止するため、無線中継所（非常用電源装置が設置できる無線中継所に限る。以下同じ。）における非常用電源装置の稼働態勢を充実させること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・無線中継所における非常用電源装置の設置率 ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、情報通信システムを全国に整備しているものであるが、災害等による商用電源の停電で警察通信施設の機能が失われた場合には、警察活動に重大な影響を及ぼすことから、これに対する対策が不可欠である。 課税免除措置がなされた場合、非常用電源装置の燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、非常用電源装置の設置率の上昇や非常用電源装置用燃料タンクの容量増加等、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られ、もって商用電源の停電時における警察通信の途絶の防止に寄与することが見込まれる。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>将来の推計 平成 27 年度：23,880 リットル 平成 28 年度：23,880 リットル 平成 29 年度：23,880 リットル （算定根拠） 平成 21 年度から 25 年度の軽油使用数量の平均 （無線中継所に設置されている非常用電源装置に関するもの。実際には各年度の商用電源の停電状況により、軽油使用数量は異なる見込み。）</p> <p>過去の実績 平成 21 年度：11,643 リットル 平成 22 年度：15,246 リットル 平成 23 年度：28,125 リットル 平成 24 年度：36,956 リットル 平成 25 年度：27,431 リットル （災害の規模等によって各年度の商用電源の停電状況は異なるので、軽油使用数量も異なる。）</p>
		減収額	<p>将来の推計 平成 27 年度：約 77 万円 平成 28 年度：約 77 万円 平成 29 年度：約 77 万円 （算定根拠） 平成 21 年度から 25 年度の平均 （実際には各年度の商用電源の停電状況により異なる見込み。）</p> <p>過去の実績</p>

		<p>平成 21 年度：約 37 万円 平成 22 年度：約 49 万円 平成 23 年度：約 90 万円 平成 24 年度：約 119 万円 平成 25 年度：約 88 万円</p> <p>(各年度の軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算定。災害の規模等によって、各年度の商用電源の停電状況は異なるので、減収額も異なる。)</p>
	<p>効果・達成 目標の実 現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 将来の推計 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実することにより、商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の維持・確保が図られる。</p> <p>過去の実績 ・無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数 平成 23 年度：0 件 平成 24 年度：0 件 平成 25 年度：0 件 ・商用電源の停電時における非常用電源装置の作動回数 平成 23 年度：73 回 平成 24 年度：82 回 平成 25 年度：94 回 (作動時間が 2 時間以上となったものを計上。) 平成 23 年度から 25 年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実したことにより、平成 23 年度には 73 回、24 年度には 82 回、25 年度には 94 回、商用電源の停電が発生したものの、非常用電源装置が確実に作動し、警察活動に必要な通信の維持・確保という所期の目的が達成されたが、今後も同様の事態が発生した場合に、引き続き警察通信の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 将来の推計 ・無線中継所における非常用電源装置の設置率 平成 27 年度：100% (無線中継所数：501 箇所) 平成 28 年度：100% (無線中継所数：501 箇所) 平成 29 年度：100% (無線中継所数：501 箇所) (算定根拠) 平成 25 年度の非常用電源装置の設置率及び無線中継所数 ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数 平成 27 年：18 箇所 平成 28 年：18 箇所 平成 29 年：18 箇所 (暦年での調査に基づく数。) (算定根拠) 平成 22 年から 25 年の平均</p>

燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、非常用電源装置の設置が促進されて設置率が100%となるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置も促進され、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られる。

過去の実績

- ・無線中継所における非常用電源装置の設置率
 平成22年度：89%（無線中継所数：493箇所）
 平成23年度：89%（無線中継所数：495箇所）
 平成24年度：100%（無線中継所数：500箇所）
 平成25年度：100%（無線中継所数：501箇所）
- ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数
 平成22年：5箇所
 平成23年：5箇所
 平成24年：14箇所
 平成25年：47箇所
 （ 暦年での調査に基づく数。）

平成22年度から25年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されたことにより、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、非常用電源装置の設置が促進され、24年度からは設置率が100%となったほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置も促進され、非常用電源装置の稼働態勢の充実という所期の目標が達成されたが、引き続き非常用電源装置の稼働態勢を充実させる必要がある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

本租税特別措置が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約28%減少することとなり、非常用電源装置の設置の促進が阻害されるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置を進めるに当たり、燃料として必要となる軽油が購入できず、当該措置が阻害されることが予想される。非常用電源装置の設置の促進や、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置が阻害されることに伴い、災害等により商用電源が停電した際に、警察通信施設の機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じることが予想される。

(購入できる軽油の量)

平成21年度	(課税なし)	(課税有り)
・ 軽油の単価	66.01 円 / 1L	98.11 円 / 1L
・ 購入できる軽油の量	11,643L	7,833L
		約 32.7%減少 (3,809L)
平成22年度	(課税なし)	(課税有り)
・ 軽油の単価	75.33 円 / 1L	107.43 円 / 1L
・ 購入できる軽油の量	15,246L	10,691L
		約 29.8%減少 (4,555L)
平成23年度	(課税なし)	(課税有り)
・ 軽油の単価	86.44 円 / 1L	118.54 円 / 1L
・ 購入できる軽油の量	28,125L	20,509L
		約 27.1%減少 (7,616L)

			<p>平成 24 年度</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(課税なし)</td> <td>(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td>93.20 円 / 1 L</td> <td>125.30 円 / 1 L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td>36,956 L</td> <td>27,488 L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>約 25.6%減少</u>(9,468 L)</td> </tr> </table> <p>平成 25 年度</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(課税なし)</td> <td>(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td>95.88 円 / 1 L</td> <td>127.98 円 / 1 L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td>27,431 L</td> <td>20,551 L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>約 25.1%減少</u>(6,880 L)</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>東日本大震災においては、東北 5 県で 48 箇所の無線中継所が停電したが、24 時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができた。その他の災害等においても、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。</p> <p>このことから、当該措置により発生する税収の減少額は、警察通信の維持・確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	93.20 円 / 1 L	125.30 円 / 1 L	・ 購入できる軽油の量	36,956 L	27,488 L			<u>約 25.6%減少</u> (9,468 L)		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	95.88 円 / 1 L	127.98 円 / 1 L	・ 購入できる軽油の量	27,431 L	20,551 L			<u>約 25.1%減少</u> (6,880 L)
	(課税なし)	(課税有り)																									
・ 軽油の単価	93.20 円 / 1 L	125.30 円 / 1 L																									
・ 購入できる軽油の量	36,956 L	27,488 L																									
		<u>約 25.6%減少</u> (9,468 L)																									
	(課税なし)	(課税有り)																									
・ 軽油の単価	95.88 円 / 1 L	127.98 円 / 1 L																									
・ 購入できる軽油の量	27,431 L	20,551 L																									
		<u>約 25.1%減少</u> (6,880 L)																									
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。																								
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。																								
		地方公共団体が協力する相当性	都道府県警察の活動に必要な警察通信が確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。																								
10	有識者の見解		なし。																								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 7 月																								